

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための  
救急・周産期・小児医療体制確保事業に関する Q&A（第 2 版）

令和 2 年 9 月 1 日

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A」等に基づき作成しています。内容に追加変更等があった場合は随時更新(県 HP 上での掲載)します。

(1) 本事業の対象となる医療機関は、どのような医療機関ですか。

- 本事業は、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う次の①～⑧の医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」といいます。）を診療する医療機関として県に登録された医療機関（保険医療機関に限る）を対象とします。
  - ① 救命救急センター、その他の三次救急医療機関
  - ② 二次救急医療機関
  - ③ 総合又は地域周産期医療センター
  - ④ 周産期協力病院
  - ⑤ 小児中核病院
  - ⑥ 小児地域医療センター
  - ⑦ 小児地域医療支援病院
  - ⑧ その他の救急医療機関（精神科救急医療機関等）であって知事が特に認めるもの
  
- 上記⑧については個別に県までご相談ください。なお、「精神科救急医療機関」については、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成 20 年 5 月 26 日付け障発第 0526001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、都道府県若しくは指定都市から、病院群輪番型若しくは常時対応型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設として指定された医療機関が該当します。

(2) 本事業でいう「疑い患者」とは、どのような患者を指しますか。

- 下記のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない患者を指します。
- なお、他の疾病が原因である可能性が高いケースも含め、新型コロナウイルス感染症に感染した可能性のある患者を特に排除するようなことをせず、発熱や咳等の症状のある患者を一律に受け入れて診療し、感染の疑いを判断するというような場合も、「疑い患者を診療する」に該当します。

**【参考】感染症法上の擬似症患者の例**

（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」による）

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

**（3）本事業でいう「疑い患者を診療する」とは、どのようなことが必要ですか。**

- 「診療」は「外来」を指しますが、消防本部の救急隊から疑い患者の受入要請があった場合、一時的にでも当該患者を受け入れて頂くことが必要となります。このため、病床の確保までは必須ではありませんが、可能な限り入院医療体制を確保してください。
- なお、PCR 検査の検体採取を行うことは必須の要件ではありません。

**（4）新型コロナウイルス感染症の陽性が確定した患者の入院を受け入れていれば、本事業の対象となりますか。**

- 陽性が確定した患者を受入れていても、「疑い患者」を受入れない場合は、本事業の対象外となります。

(5) 県に登録されるには、どのような手続が必要ですか。

- 本事業を申請する際に提出する「事業計画書」において、登録の可否を確認することとしており、「登録可」を選択した事業計画書を提出頂くと、「登録」となります。

(6) 「疑い患者を診療する医療機関」として県に登録されると、どのような影響がありますか。

- 県において、登録した医療機関を「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」リストにとりまとめ、県の関係部署、保健所、消防機関その他新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の受入先の調整に従事する関係者と共有しますので、これらの機関から、疑い患者の受入要請が行われる予定です。  
なお、リストを一般に公表することは予定していません。

(7) 疑い患者の受入要請があった場合には、必ず受け入れる必要がありますか。

- 疑い患者を受入れる医療機関として登録したにも関わらず、特別な事情もなく要請を断るなどの実態が発覚した場合は、補助金の趣旨・目的を達成したとはみなされず、補助金の返還を求める可能性があります。
- 特に、消防本部の救急隊から疑い患者の受入要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受入れるようにしてください。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入医療機関の空床状況等から、他院への転院搬送を行うことは差し支えありません。

(8) 交付決定までに行われた事業でも補助対象とできますか。

- 補助金交付要綱等に合致する事業であれば、令和2年4月1日以降に発生した経費を対象事業費に含めて頂いて差し支えありません。4月1日より前に開始した事業であっても、4月1日以降に発生した費用は対象となります。

(9) 設備等整備の対象は、列挙された設備等に限定されますか。類似の機能を果たす備品や設備等であれば、対象に含めることはできますか。

- 列挙された 10 の設備等に限定されます。それ以外の設備等の整備が必要な場合は、支援金で対応してください。

例：「HEPAフィルター付きパーテーション」は、設備等整備の対象となりますが、受付窓口設置の「クリアパーテーション」は、設備等整備の対象とならず、支援金で対応となります。

(9-1) 設備等整備の上限額(基準額)として「初度設備に伴う需要費等」と「簡易陰圧装置」については「1床あたり〇〇円」とありますが、病床数はどのように計算しますか。

- 「初度設備費に伴う需要費等」の上限額（基準額）の基準となる病床数は、「疑い患者を受入れるために新設、増設整備する病床数」です。病院の許可病床数や稼働病床数ではないのでご注意ください。なお、「初度設備費に伴う需要費等」を申請する場合には、「疑い患者を受入れるために新設、増設整備する病床数」を申請額・基準額確認表に記載願います。
- 「簡易陰圧装置」の上限額（基準額）の基準となる病床数は、「疑い患者を受入れる病床数」です。なお、「初度設備費に伴う需要費等」と異なり、新設、増設されたものであることは必要ありません。

(9-2) 「個人防護具」(設備等整備)の上限額(上限額)は「1人あたり3,600円」とされていますが、どのように計算しますか。

- 「1人あたり」は、「医療機関で対応した疑い患者1人あたり」を指し、疑い患者を受入れた期間（PCR検査等の結果、陽性又は陰性が確定するまでの期間に限る）について、患者1人につき1日当たり3,600円が上限額となります。また、患者1人に対し3人の医療従事者が対応した場合には、患者1人3,600円×医療従事者3人=10,800円が上限額となります。
- 将来の患者受入れを想定して申請する場合には、疑い患者を受け入れた場合に通常対応する医療従事者の人数を想定して申請額を計算してください。

(9-3) 設備等整備の上限額は「税込み」での額になりますか。

- 上限額は「税込」になります。
- なお、対象経費に仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを減額して申請をお願いします（補助金交付要綱第3条なお書参照）。また、補助対象経費に上記相当額が含まれていると判明した場合は、事後に補助金の一部返還が必要となります（補助金交付要綱第16条参照）。

(10) 設備等整備において、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。

- リースの場合は、「使用料及び賃借料」が補助対象となります。なお、前払いにより支払いを行っている場合は、補助対象期間中の使用に係る費用のみが対象となります。  
例：R2.4.1～R4.3.31の2年間のリース代を前払いする場合でも、R2.4.1～R3.3.31の1年分に相当する額のみが補助対象経費となります。
- 工事費については、設備等の整備に関し必要な工事に係るものは対象となります。なお、事業計画の費目では「工事費」として一括で記載するのではなく、「備品購入費」、「材料費」、「修繕費」、「委託料」等で内容を分けて記載してください。  
なお、いずれの場合でも、整備した設備に係るランニングコストである光熱水費は補助対象外です。

(11) 本事業で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となりますか。

- 事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付して頂くこととなります。

(12) 設備等整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となりますか。

- 元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。
- その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象となります。

(13) 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業」、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」、「帰国者・接触者外来等設備整備事業」を申請する場合でも、本事業の設備等整備を申請できますか。

- 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業」は「重点医療機関」、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」は「重点医療機関以外の新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関」、「帰国者・接触者外来等設備整備事業」は「帰国者・接触者外来の設置医療機関」、本事業は「疑い患者を受入れる医療機関」を対象としており、一の医療機関が複数の位置付けを持つ場合には、それぞれの事業に申請することが可能です。
- ただし、一の整備内容について重複して補助を受けることはできませんので、どの設備整備についてどの補助を充てるか、重複が生じないよう医療機関で明確に区分を整理して申請いただくことが必要です。
- なお、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」については、整備目的や品目が異なる場合でも、重複して申請できませんのでご注意ください。

例：「个人防护具」の整備について、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業、帰国者・接触者外来等設備整備事業、本事業を活用する場合、それぞれの補助事業で整備する个人防护具について、使用目的や使用場所等を補助事業の趣旨に沿って区分し、どの補助金でどの个人防护具を整備したか、それぞれの補助金で購入する防護具に重複が生じていないかを明らかにすることが必要です。

後日、会計検査等も想定されますので、資料の整理には十分注意してください。

(14) 設備等整備の「新設・増設に伴う初度整備」について、入院ではなく、一時的な処置のために使用する設備であっても初度設備費の対象となるでしょうか。

- 院内感染防止の観点から必要な設備であれば、対象となり得ます。

(14-1) 設備等整備の「初度整備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費）」は、どのような内容ですか。

- 「新設、増設に伴う初度設備」とは、疑い患者を受入れるために病床を新設又は増設する際に初めて整備する設備のことを言います。また、対象経費には設備自体の整備費は含まず、設備整備に伴い、必要となる消耗品や備品のみが対象となります。
- なお、「疑い患者を受け入れる病床」の新設、増設に伴う経費のみが対象ですので、疑い患者について外来だけで対応する予定の医療機関は申請できません。

(15) 設備等整備の「新設、増設に伴う初度整備」について、一般患者用の病床を疑い患者用の病床に転換した場合や、休床病床を疑い患者用に転換した場合も「新設・増設」に含まれるのか。

- 「疑い患者を受入れる病床を新設、増設する」ものであると説明できるものであれば対象となり得ます。

(16) 「消毒経費」は、設備等整備と支援金のいずれでも対象経費になると考えられますが、どのように申請すればよいですか。

- 設備等整備は、整備した救急・周産期・小児医療の受入機能に係る部分のみ申請し、それ以外は支援金で申請してください。

(17) 設備等整備の「簡易診察室及び付帯する備品」について、簡易診察室を設置するために必要な工事費や設計費等を含んでよいでしょうか。

- 簡易診察室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等の外来診療を行う診療室）を設置するのに必要な経費と説明できるのであれば対象となります。屋外に設置する場合でも「簡易診察室」として診察に使用する場合は、対象となります。

(18) 設備等整備の「救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品」とは具体的にどのようなものを想定していますか。心臓マッサージ器や超音波画像装置や問診用タブレットなど診察をサポートする機器も含まれますか。

- 想定しているのは、救急診療のために交換が必要な備品（ビデオ咽喉鏡等）です。例示のようなその他の備品については、支援金の活用を検討して頂くことになります。

(19) 支援金について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。

- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。ただし、設備等整備の事業において対象とした整備費等は対象外です。
- 人件費も、新たに新型コロナウイルス感染症対策として行う作業について生じたものは対象となりますが、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外です。

なお、補助を受けた場合、納品書・請求書等の証拠書類の保存が必要となりますが、人件費の支出についても、確認のため、必要な説明や資料の提出等を求める場合がありますので、誰を対象とするどのような経費に支援金をあてたのかがわかるよう資料の整理をお願いします。

対象経費の例：

(人件費以外)

- ・清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具購入等
- ※ いずれも院内での感染拡大防止を目的に新たに契約したり、契約内容を見直したりしたものが対象となります。従前から契約している業務等により発生する費用については対象外です。

(人件費)

- ・感染症対策のため令和2年4月以降新たに医療従事者を非常勤で雇用した場合の、当該医療従事者に支払う報酬：対象になります。
- ・令和2年4月以前から勤務している医療従事者が感染症対策に従事した場合に支払う時間外勤務手当や特殊勤務手当等：対象外になります。
- ・感染症対策の作業に従事させるために令和2年4月以前から勤務していた職員を配置転換し、異動した職員が担当していた業務を処理させるため新たに人員を雇用した場合の新たに雇用した職員に係る賃金等：対象外になります。(新たに雇用した人員を感染症対策に従事させない場合。なお、新たに雇用した人員を感染症対策に従事させる場合には対象となります。)

(20) 支援金は、いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発生する経費が対象となります。設備等の整備を伴う場合は、3月末までに納品(工事完了)されていることが必要です。
- なお、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて申請することが可能です。



(21) 支援金について、一つの医療機関が、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合、3倍の支援金がもらえるのでしょうか。

- 医療機関単位で支援を行うものであり、救急医療、周産期医療、小児医療のいずれも行っている場合であっても、支援金は3倍になりません。

(22) 支援金について、100床ごとに上限額が加算されますが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限られるのでしょうか。

- 病床数の上限はありません。また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限らず、当該医療機関全体の許可病床が対象になります。

(23) 支援金の上限額（基準額）の計算に用いる病床数は、いつ時点の病床数ですか。

- 原則として令和2年4月1日時点の許可病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計）となります。
- なお、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

(24) 支援金について、「新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行う医療機関」は上限額が加算されますが、入院を受け入れた疑い患者が陽性確定し、引き続き入院を受け入れる意向の場合にも加算を受けられますか。

- 事実上陽性患者を受け入れるだけでは足りず、県において新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを割り当てた医療機関と位置付けられることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを割り当てた医療機関については、県で別に管理しており、感染拡大のフェーズに応じた病床確保の計画が必要となるため、本事業での登録とは別に県との調整が必要になります。